

# 「茨城県産木材の利用促進に関する指針」の概要(R4策定)

## ＜主な改正内容＞

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年10月施行)」に基づく「県有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針(平成23年4月策定)」と「茨城県県産木材利用促進条例(平成26年4月施行)」に基づく「県産木材の利用の促進に関する指針(平成27年6月策定)」を一本化
- 対象を公共建築物から建築物一般に拡大

- 「木材の利用促進の意義」について規定し、「脱炭素社会の実現に資すること」を明記
- 非住宅や大規模・中高層建築物における木材利用促進を規定
- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等を規定
- 法律に基づく建築物木材利用促進協定を規定
- 各主体の取組を規定

## 第1 目的

- 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「茨城県県産木材利用促進条例」に基づき、県産木材の利用を促進し、循環型社会の構築と地球温暖化の防止に資するため、必要な事項を定める。

## 第2 木材の利用促進の意義

- 木材利用は、「伐って、使って、植えて、育てる」という緑の循環を通じた適切な整備を促進し、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献
- 木材は、「カーボンニュートラル」の特性を有し、化石燃料の代替として利用可能
- 住宅や公共建築物等のみならず、非住宅や大規模・中高層建築物及び木質バイオマス等における木材利用を促進することは、[脱炭素社会の実現にも資する](#)。

## 第3 木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 建築物等における木材利用の促進

- 公共建築物における木材利用
- ＜積極的に木材利用を促進する施設＞  
広く県民の利用に供される学校、社会福祉施設、病院・診療所、運動施設、社会教育施設、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の庁舎、公務員宿舎、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所等
- [非住宅や大規模・中高層建築物における木材利用](#)
- 住宅における木材利用
- 公共土木工事等における木材利用
- 木質バイオマスの利活用

### 2 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

- BP材・木質耐火部材等の特性や設計・施工に関する情報提供
- 研修等の実施

### 3 その他必要な事項

- 普及啓発
- [建築物木材利用促進協定による木材利用の促進](#)
- 関係者間の連携

## 第4 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

### 1 原木の安定供給体制の整備

- 森林経営の集約化の促進
- 高性能林業機械・スマート林業技術の導入の促進
- 林内路網の計画的な整備

### 2 製材品等の安定供給体制の整備

- 製材品の加工・流通施設等の整備
- JAS製品などの製材品の付加価値の向上
- チップや丸棒などの製材品以外の木製品の供給体制の整備

### 3 いばらき優良木材制度の活用等

- 県産木材の積極利用
- 産地や品質が明らかな「いばらき優良木材」の利用

## 第5 木材の利用の促進に向けた各主体の取組

- 県・市町村・事業者・県民による取組

## 第6 県有建築物等の木材利用の目標

- 推進基準(下表)を踏まえ、原則、木造
- 木造化が適当でない建築物は、混構造による一部木造化や木質化を推進
- 備品や消耗品に木製品の導入を推進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー等についても、導入推進
- 公共土木工事においても、県産木材を積極的に活用

＜県有建築物の木造化・木質化の推進基準＞

区分	木造化		木質化
	(準)防火域以外の地域	準防火地域	
庁舎 事務所 警察施設 等	3階建て以下 かつ3,000㎡以下	3階建て以下 かつ1,500㎡以下	床、壁
学校	2階建て以下かつ 3,000㎡以下	2階建て以下かつ 1,500㎡以下	床、天井、壁
文化施設 病院 診療所 福祉施設 共同住宅 寄宿舍 倉庫等			床、壁
公会堂 集会場等	2階建て以下かつ 200㎡未満	2階建て以下かつ 200㎡未満	